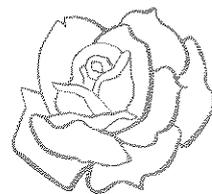


かつやま



昭和61年6月19日発行

発行 勝山市、勝山市選挙管理委員会 編集 企画課 〒911 福井県勝山市元町1丁目1番1号 ☎(0779)88-1111(代)



よい政治
あなたが主役

7月6日

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
参議院議員通常選挙

投票は7月6日

午前7時から午後6時

参議院議員通常選挙は六月十八日、衆議院議員総選挙は六月

二十一日にそれぞれ公示され、七月六日が投票日です。

同時に、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

あなた自身が投票の主役であることを認識し、投票日には自

覚と良識を持って、清き一票を投じましょう。

投票時間は、午前七時から午後六時までです。

選挙のできる人

できない人

今回の選挙で、勝山市において選挙ができる人、できない人は次のとおりです。

できる人

▽昭和四十一年七月七日以前に生まれた人で、住民登録をし、引き続き居住している人
▽勝山市に、今年三月二十日以前に転入し、住民登録をして引き続き居住している人

できない人

▽本年の三月五日以前に、市外へ転出された人
▽公民権を停止されている人

市内で住所を 変更された人 の投票所は

六月四日から投票日までの間に、市内で住所を変更された人は、変更前の住所地の投票所で投票をしてください。

入場券は郵便で お届けします

入場券は、投票日の一週間前までに有権者の皆さんのお手もとへ、郵便でお届けします。

もし、入場券が届かないときは、市選挙管理委員会事務局(☎88-1111内線265番)までご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実に保管しておき、投票日に氏名などを間違えないようにして、投票所の受付へ出してください。

万一、入場券をなくした場合でも、投票所の受付でその旨、申し出れば投票ができます。

不在者投票

次のような理由がある人は不在者投票ができます。

- (1) 投票日の当日、自分の投票区以外のあるところで仕事に従事しなければならない場合
- (2) やむを得ない理由(例えば、新婚旅行など)または事故(例えば旅行先での病気やケガなど)のため他の市町村に滞在している場合
- (3) 病氣・負傷・妊娠・老衰あるいは、身体障害のため歩行が困難で、投票日に投票所に行けない場合

不在者投票のできる 期間・時間・場所

▽期間

・参議院議員通常選挙
六月十八日(水)から七月五日(木)まで

・衆議院議員総選挙
六月二十一日(土)から七月五日(木)まで

・最高裁判所裁判官国民審査
六月二十八日(土)から七月五日(木)まで

土曜日・日曜日を問わず受け付けています。

▽時間

午前八時三十分から午後五時まで

▽場所

市役所三階選挙管理委員会事務局

不在者投票には 印鑑を忘れずに

不在者投票をする人は、印鑑を持ってきてください。

投票日の当日に、投票所へ行けない理由を宣誓書に記載する際に、押印が必要です。

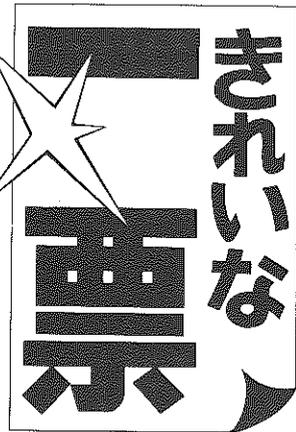
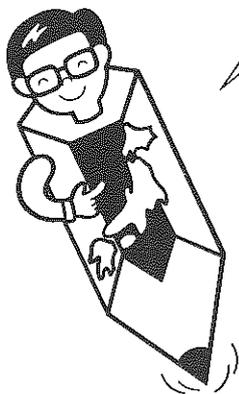
おわかりにならない点がありましたら市選挙事務局(☎88-1111内線265番)へお気軽にお尋ねください。

郵便でも不在者 投票ができます

郵便による不在者投票のできる人は次に該当する人で、「郵便投票証明書」の交付を受けている人です。

▽身体障害者手帳の交付を受けている人。障害の程度は次のとおりです。

- (1) 両下肢・体幹の障害・移動機能の障害(一・二級)
- (2) 心臓・じん臓・呼吸器・ば



うこう・直腸の障害
(一・三級)

▽戦傷病者手帳の交付を受けている人。

(1)両下肢、体幹の障害

(特別項症から第二項症)

(2)心臓・じん臓・呼吸器障害

(特別項症から第三項症)

郵便投票証明書の

交付申請の方法について

常時受け付けていますので
勝山市の選挙人名簿に登録されて
いる人は、勝山市選挙管理
委員長に対し身体障害者手
帳を添えて申請してください。
(用紙は市選挙事務所にあり
ます。)手帳は、郵便投票証
明書の交付と同時に返しし
ます。

この証明書は、交付の日か
ら四年間有効ですから、たい
せつに保管しておいてくださ
い。

郵便による在宅投票の

請求手続きについて

投票用紙などの請求は、選
挙の期日前四日(七月二日午
後五時)までに勝山市選挙管
理委員長に対して証明書を提
出し、『本人が署名』の請求
書(市選挙事務局にあります)
により、投票用紙および投票
用封筒を請求してください。

市選挙管理委員会は確認の
うえ直ちに、投票用紙および
封筒を郵送します。

い存じぶりが

参議院の選挙制度

昭和58年の参議院議員通常
選挙から、参議院全国区制が
改正され比例代表選挙となり
ました。

比例代表選挙は候補者個人
ではなく政党に投票する選挙
です。たいせつな一票を間違
いのないよう投票しましょう。

比例代表選挙

(旧全国区)

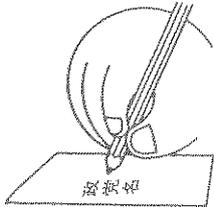
1 投票は政党名で
投票用紙には、政党の名称
または略称を記入します。個
人名を記入すると無効になり
ます。

2 当選者は、各政党の得票
数に比例して決まる

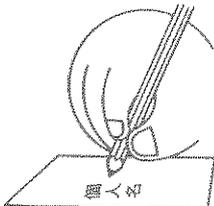
当選者数は、各政党の得票
数に比例して配分されます。
当選者は、各政党の候補者
名簿に記載された上位から順
に決まります。

3 選挙運動は政党が
選挙運動や選挙期間中の政
治活動は、すべて政党が行い
ます。

4 政党の選択は、候補者名
簿や政策をよく見て
各政党は候補者を選び、順
位を付けて名簿を提出します。
有権者は名簿や各政党の政策
をよく見て、政党を決めます。



比例代表選挙



選挙区選挙

選挙区選挙

(旧地方区)

選挙区選挙は、候補者個人
に投票する選挙です。

参議院地方区の名称が、選
挙区選出議員選挙となりました。
制度は今までどおりです。

投票用紙は四つに色分け

- 衆議院議員選挙 — 水色
- 最高裁国民審査 — ピンク色
- 参議院選挙区選挙 — 薄黄色
- // 比例代表選挙 — 白色

今回は衆議院議員総選挙、
参議院議員通常選挙(選挙区
選出議員選挙、比例代表選出
議員選挙)および最高裁判所
裁判官国民審査が同時に行わ
れるため、投票用紙がそれぞ
れ色分けされています。

衆議院議員総選挙の投票用
紙は水色、参議院議員通常選
挙選挙区選出議員選挙は薄い
黄色、同比例代表選挙は白色
で自書式です。

最高裁判所裁判官国民審査
の投票用紙はピンク色で、審

開票はすべて

翌日開票に

今回の衆・参両議院議員
選挙、最高裁判所裁判官国
民審査の開票は翌日開票で、
七月七日午前八時から市民
会館で行います。

開票の順序は、衆議院選
挙、参議院選挙区選挙、同

比例代表選挙、最高裁国民
審査の順です。

開票所の参観者は二百人
に制限します。参観希望者
は、午前七時三十分から受
け付けますので、市民会館
玄関前へおいでください。

投票の順序は

- ① 衆議院議員
最高裁国民審査
 - ② 参議院選挙区
 - ③ 参議院比例代表
- の順です。

こんな投票は無効です

▽ 誤って衆議院議員選挙の
投票用紙に、参議院議員選挙
の候補者名や政党名を書いた
り、その逆のときにも無効に
なります。

また、参議院議員選挙の比
例代表選挙の投票用紙に、選
挙区選挙の候補者名を書いて
も無効になります。

▽ 投票用紙に候補者名以外
のよけいなことを書くと、他
事記載が無効となります。

